

岩手県監査委員告示第41号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第36号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年12月6日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部定住推進・雇用労働室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年6月6日
 - (2) 本監査実施日 令和6年7月30日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年8月30日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	<p>事業のために借りている内丸ビルの事務室及び倉庫について、準用財産に登録されていたが、現在の契約内容の期間及び賃借料に更新されていなかったもの。</p> <p>令和6年6月25日に、準用財産の異動報告登録を行い、現在の内容に更新を完了した。</p> <p>再発防止に向けて、今後は、毎年度、建物賃貸借の契約日以降速やかに、担当者と副担当者が、準用財産台帳の登録内容と契約内容を照合し、更新すべき内容があつた場合は、根拠資料等を添付した上で、登録更新依頼を行い、商工企画室においても内容を確認し、更新登録をする。</p> <p>また、事務引継書等にも明記するとともに、室内における処理状況の情報共有を図るものとする。</p>